

船舶燃料買入仕様書

この燃料は、第八管区海上保安本部に所属する船艇(第八管区海上保安本部以外の海上保安庁各部署に所属する船艇を含む。)用として買入するもので、下記により納入するものとする。

記

1 件名 軽油(免税)買入(小浜港)

2 品目、規格、単位、数量

品 目	規 格	単 位	予定数量	備 考
軽油(免税)	JIS K2204(軽油)の規定を満たすもの。	リットル	23,900	

※ただし、予定数量はあくまでも当方で予定した数量であり、確約する数量ではないので注意すること。

3 納入期間 令和 7 年 4 月 1 日 から
令和 8 年 3 月 31 日 まで

4 納入場所 小浜港における指定する船舶

5 給油方法 小浜港における施設給油又はバージ給油とし、指定された船舶船内タンクへ直接納入すること。

6 仕様

- 納入月の納入予定数量が、10,000リットル以上の場合には、あらかじめその油類の社内試験成績書等、検査に必要な書類を検査職員に提出すること。
- 必要に応じて、納入された油類の分析資料を採取し、試験機関に分析試験を依頼することがある。
なお、その際の採取等に要する費用は一切契約業者の負担とする。
- 納入に際し、第八管区海上保安本部で任命する検査職員の実施する検査に合格すること。
- 燃料油搭載に際しては、海上保安庁船舶燃料油類検査等要領に基づく検査を受けること。
- 船艇への積み込みにあたっては、甲板上及び海上又は道路上に流出することが無いよう厳重に注意して行うこと。
- なお、海上等に流出した場合は、直ちに油除去措置を実施し、担当職員に連絡すること。その際に要した費用はすべて納入業者の負担とする。(担当職員とは、小浜海上保安署職員とする。)
- 発注は原則として平日の日中(8:30~17:00)に行うものとする。
なお、納入日時が休祝日又は夜間である場合は、可能な限り直前の平日正午までに発注を行うものとする。
- 燃料油の数量、納入日時及び納入場所を指定し発注があったときは、これに応じて燃料を納入すること。
なお、海難・災害等のやむを得ない場合を除き、深夜(22:00~05:00の間)の納入は指定しない。
- 時間外積み込みに伴う割増料金については、協議するものとする。
- 納入代金の請求は、当庁が実施する検査合格後、1ヶ月分の数量を取りまとめ、翌月はじめに請求すること。
- 所轄消防署への申請手続きが必要な場合は、納入業者が行うこと。
- 物価変動その他経済状況の変動により契約単価が不相当であると認められる場合は、協議のうえこれを変更するものとする。

7 守秘義務 業務上知り得た事項に関し、これを他人に漏らし又は他に利用してはならない。

8 その他 この契約履行に当たり疑義が生じた場合、並びに船艇から仕様書に反し又は明記されていない指示を受けた場合は担当職員と協議するものとする。